令和７年度第１２回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和８年３月１０日（火）午後４時００分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

議案第３号　令和８年度銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金について

議案第４号　農地法第５２条の規定による情報の提供等について(銚子市賃借料情報)

４　出席者（在任委員２６名中２４名）内農業委員出席１３名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	欠席	3	平津　清
4	加瀬　芳枝	5	欠席	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　議席番号２番　加瀬　明委員・５番藤ヶ﨑　勘兵衛委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

	――――――　午後４時００分開会　――――――
議　長	それではただいまより、令和７年度第１２回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号２番加瀬　明委員・５番藤ヶ﨑

勘兵衛委員の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号１２番　　山口　昭彦委員

議席番号１３番　　木内　和夫委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、常世田町１１８２番１、登記簿地目山林、現況畑、地積３９６㎡外４筆合計地積１，８７４㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。本件の申請理由につきましては、譲受人は、耕作面積の規模拡大のためです。譲渡人は、高齢で耕作するのが困難なためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思います。現地調査の結果

について、担当地区の推進委員に追加説明を願います。

○○委員　現地調査をしたところ、場所は、県道飯岡松岸停車場線を旭方面に向かい営農センター入口の信号を左折し、５００m進み左折し、２０m先の左側外で、現在は、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

現況地目が、用悪水路とのことであるが説明を願います。

事務局　本件の場合は、東総用水の管が地中に入っていますので、税の評価は用悪水路です。畑として使えます。

議　長　ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、船木町２００番、登記簿地目田、現況田、地積９７８㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。本件の申請理由につきましては、譲受人は、隣接地を耕作しており、農業経営規模の拡大になるので譲り受けます。譲渡人は、農業経営をしていないためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思います。現地調査の結果について、担当地区の推進委員に追加説明を願います。

○○委員　現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み芦崎町根本スタンドのところを左折し３００m進み右折し、１５０m進み右折し、１００m先の右側です。現在は、ロータリー耕がされていました。説

明は以上です。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、野尻町６９８番、登記簿地目田、現況田、地積１，０２１㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。本件の申請理由につきましては、譲受人は、譲渡人より話があり、農業経営拡大のため譲り受けます。譲渡人は、農業経営をしていないので譲り渡します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思います。現地調査の結果について、担当地区の推進委員に追加説明を願います。

○○委員　　現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み旧西部支所の先を左折し５００m進み右折し、３００m先を右折した、３０m先の右側３枚目です。現在は、ロータリー耕と畦塗りがされていました。説明は以上です。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○郡○○町○○　○○○○です。申請の地番、地積は、宮原町４４４番１、登記簿地目畑、現況畑、地積２１８㎡外１筆合計地積４３９㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。本件の申請理由につきましては、譲受人は、農業経営の規模拡大のためです。譲渡人は、農業経営をしていないため譲り渡します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思います。現地調査の結果について、担当地区の推進委員に追加説明を願います。

○○委員　　現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい桜井町公園から４００m先を右折し、１５０m先の変則十字路を左折し、７０m先の右側です。現在は、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（○○委員退席）

議　長　　順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の５

○○委員　　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町

○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、諸持町２５４番、登記簿地目畑、現況畑、地積６０４㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。本件の申請理由につきましては、譲受人は、譲渡人の希望により譲ってもらいます。農業経営の規模拡大です。譲渡人は、農業経営をしていないため、耕作してくれる譲受人に譲り渡します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思います。現地調査の結果について、担当地区の推進委員に追加説明を願います。

○○委員　現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線旧道を東庄方面に向かい、諸持郵便局の先６００ｍを左折し、みゆき坂を５００ｍ上り変則５差路の左側です。現在は、ダイコンの作付けがされていました。説明は以上です。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（○○委員着席・○○委員退席）

議　長　議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位１０番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第２号

事務局　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から１０番についてご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農

用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。設定者は、○○町○○○○外６名。被設定者は、○○町○○○○外６名。申請の地番・地積は、船木町３４番登記簿地目田、現況田、地積１，０２４㎡外田１０筆、畑９筆合計地積２０，５９４㎡で、新規に１０年の賃借権を設定しようとするものです。以上順位１番から１０番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（○○委員着席）

議　長　　議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第３号

事務局　　それでは、議案第３号令和８年度「銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金」について、ご説明いたします。

初めに設定の趣旨を申し上げます。農業従事者の減少などにより、農作業の部分受託や全面受託が今後も増えることが予想されることから、農作業受委託を円滑に推進するために、農業機械による受託料金等を設定することは、必要かつ重要と考えられるため、標準労働賃金等を農業委員会において設定するものです。設定に当たっては、３月３日の農政部会で協議した結果を本総会に提案し、承認、決定されることとなります。また、適

用は４月１日からです。

では内容の説明に入ります。４ページの上段に千葉県農業会議決定額を項目ごとに、その下の欄に、本市農業委員会原案、また、参考として令和７年度の決定額を掲載しています。まず、表の見方として、千葉県農業会議の決定額の上に記載された括弧内の数字が前年度との差額です。今回は下降したものはありませんでした。農業機械による標準作業料金について、全ての作業料金が上昇しているのは、物価高騰などにより農業機械の価格が上昇していることが主な理由と考えられます。標準額の中の『農作業賃金』は県内１０箇所の農業事務所単位に、また『機械による標準農作業料金』は千葉県下一本で設定されています。次に、本市の原案は、従来から千葉県農業会議の決定額を基本に作成しており、本市の標準額は、県農業会議の決定額の前年度の差額をそのまま反映させています。なお、最近は耕運機やバインダー、ハーベスター等の小型農業機械を使用する機会が減っており、千葉県農業会議ではその金額を設定していないことから、本市でも令和７年度から金額の設定を行わないこととしました。

本市の農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金は、水田作業田植え、稲刈りともに２００円の増で９，０００円、畑作業が５００円の増で９，６００円、トラクターでの水田耕起が３００円の増で７，５００円、トラクターでの水田代かきが３００円の増で７，７００円、畦塗りが２円の増で４４円、田植機での植付けが９００円の増で１０，０００円、コンバインでの刈取脱穀が１，４００円の増で２０，７００円、乾燥調製が２００円の増で３，６００円、育苗が９０円の増で９２０円、トラクターでの畑耕起は、トラクターでの水田耕起を準用していますので７，５００円です。

なお、５ページには、令和３年度から過去５年分の本市及び千葉県農業会議の決定額の比較表を添付していますので、参考としてご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部会長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会長　本件につきましては、３月３日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしまし

た。以上です。

議　長　　ただいまの事務局説明及び加瀬農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　　それでは、議案第４号についてご説明いたします。

本議案は、農地法第５２条で「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。なお、賃借料情報の作成基準は全国農業会議所の「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき、令和７年１月～令和７年１２月分の賃借料の実績をもとに田、畑それぞれの最高額、最低額、平均額を算出いたしました。また、金額は算出結果を四捨五入し１００円単位とし、現物支給の場合は、米６０ｋｇを３２，５５８円として換算しております。なお米の換算数値は、農地中間管理機構が借り受けている農地の米価資料の提供を受け算出しております。賃借料の金額ですが、田の最高額が３２，９００円で昨年と比較すると１１，８００円の増となります。次に最低額は６，２００円で、昨年より２，１００円の増となります。次に平均額ですが１６，６００円で、昨年より６，９００円の増となります。算出したデータ数は４３件です。次は畑ですが、最高額が６４，４００円で昨年より３，５００円の減です。最低額は９，８００円で昨年より２，５００円の増です。つぎに平均額ですが２７，１００円で昨年より１，９００円の増

となっております。算出したデータ数は１７９件です。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部会長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会長　　本件につきましては、３月３日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議　長　　ただいまの事務局説明及び加瀬農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について情報提供することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の７ページから８ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第１２回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時５０分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員